

新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給対象の皆さま

宮城県中小企業経営安定資金・新型コロナウイルス感染症対応資金に係る支払利子について、次のとおり利子補給いたします。

対 象 民間金融機関から県制度融資「宮城県中小企業経営安定資金・新型コロナウイルス感染症対応資金」の融資を受けられた事業者様
(補給を受けるための手続きは、融資申込時に金融機関に手続き委任済みです)

対 象 期 間 令和3年10月1日から令和4年3月31日

お振り込み先 新型コロナウイルス感染症対応資金を借り入れた金融機関の返済口座
※複数行から借入をされている場合、それぞれの返済口座に振込みます。

お振り込み名 ミヤギケンコロナシキンリシホキユキン または
ミヤギケンコロナリシホキユウ または ミヤギコロナリシ
※金融機関の都合により異なる摘要名となる場合がございます。

お振り込み日 **令和4年6月28日(火) (予定)**
事務処理上の都合により、振込日は前後することがあります

※なお、当該補給金が交付された後、借換や繰上返済などにより利子額が減額された場合には、その減額分を返金していただくこととなります。返金に係る手続きは別途ご連絡差し上げます。

問合せ先

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県経済商工観光部 商工金融課 商工金融班
TEL:022-211-2744 FAX:022-211-2749
Mail: syokokink@pref.miyagi.lg.jp

詳しくは裏面をご覧ください

よくあるお問い合わせ



Q. 振り込まれた金額の算出方法がわかりません。

A. 利息先取り方式を取っている場合、融資を受けた日から最初の返済日までの期間の利息は融資実行日に引き落としされています。その分が返済予定表に記載されていない場合があります。次の計算式で算出します。

**融資実行額 × 金利 1.3%^④ × (融資を受けた日から最初の返済日までの日数
(初日参入)) ÷ 365日**

④環境配慮型経営にかかる第三者認証または県実施の女性のチカラを活かす企業認証を取得している場合は、1.2%となります。

金融機関から提供いただいた返済予定表等に基づいて算出しております。
ご不明な点がありましたら、詳しくは金融機関にお問い合わせください。

Q. 振込のスケジュールを教えてください。

A. 毎年4～9月の間に支払った利子を12月末頃、10～3月の間に支払った利子を6月頃に振り込む予定です。※振込のスケジュールは遅れる場合があります。

Q. 繰上完済などで戻し利息が発生した場合、利子補給金はどうなりますか？

A. 繰上完済などにより戻し利息が発生した場合、受け取られた利子補給金から戻し利息分の金額を県に返納していただきます。その際、皆様のお手間を省くため、今回の補給金から戻し利息分を相殺した金額をお振り込みする場合があります。

4月の返済日以降に繰上完済などをした場合は、4月以降の完済日に皆様が支払われた利息との相殺となることから、12月の利子補給時に補給金額と戻し利息の相殺が行われることとなります。詳しくは金融機関にお問い合わせください。

Q. 支払通知は送られないのですか。

A. 利子補給金の振込行為を、借入をされた金融機関に委任したことから、県からの支払通知の発送はいたしません。補給金額は通帳の記帳をもって、ご確認をお願いいたします。

Q. 日本政策金融公庫から借りた融資に係る利子補給金ですか。

A. 民間金融機関から「新型コロナウイルス感染症対応資金」として借り入れた融資の利子補給金ですので、日本政策金融公庫のものではありません。